

埼玉県米消費拡大推進事業費補助金交付等要綱

令和8年9月28日決裁

（目的）

第1条 埼玉県米消費拡大推進連絡協議会会長（以下「会長」という。）は、県産米に関する加工商品の開発や県産米を取り扱う飲食店によるPR等を支援することにより、県産米の消費拡大及びブランド力の向上を図るため、別表1に定める者（以下「事業実施主体」という。）が実施する埼玉県米消費拡大推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、事業実施主体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象経費等）

第2条 本事業の補助対象となる事業内容、補助対象経費、補助率、補助限度額は、別表2に定めるところによる。なお、支払い方法については、精算払とする。

（交付申請）

第3条 事業実施主体は、交付申請書（様式第1号）を作成し、会長に提出する。

2 交付申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとする。

3 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としないため、これを減額して申請するものとする。

（交付決定）

第4条 会長は、提出された前条第1項の申請について、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行う。なお、審査に当たっては、事業目的への適合性のほか、内容の具体性や実現性、事業実施後に期待できる効果等を総合的に検討するものとする。

2 交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（重要な変更の承認手続）

第5条 事業実施主体は、別表3の重要な変更の欄に掲げる変更について会長の承認を受けようとする場合は、様式第3号により変更（中止・廃止）承認申請書を会長に提出しなければならない。

（状況報告）

第6条 事業実施主体の長は、会長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で会長に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第7条 報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 報告書の提出期限は、補助事業が完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）

した日から30日以内又は当該年度の3月10日までのいずれか早い方を原則とする。

(補助金額の確定通知)

第8条 補助金の額の確定通知は、様式第5号のとおりとする。

2 補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の請求は、様式第6号を会長に提出して行うものとする。

(書類の整備等)

第10条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、様式第7号記載の暴力団排除に関する誓約事項については、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第12条 事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、会長が別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月28日から施行する。

別表 1（第 1 条関係）

事業実施主体	県内で事業を営み、次のいずれかに該当する者 1 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条に規定する中小企業者及び個人事業主のうち、県内に主たる事業所を有する者 2 商工会、農業協同組合及びこれらに準ずる団体 3 その他会長が認めるもの
--------	---

別表 2（第 2 条関係）

補助対象となる事業内容	1 埼玉県産米を使用した加工商品の開発・販売 2 飲食店等における埼玉県産米を使用したメニューの開発・提供 3 前各号に掲げるもの以外で会長が本事業の内容として適当であると認めるもの
補助対象経費	1 商品やメニューの開発で使用する埼玉県産米の購入費用 2 消耗品費（商品やメニューの開発に係る材料費等） 3 通信運搬費（郵送代） 4 賃借料・リース料（商品開発に係る機器のリース代等） 5 開発した加工商品の試供やメニューの提供、及びそれらの広告宣伝に係る費用 6 前各号に掲げるもの以外で会長が補助対象として適当であると認めるもの ただし、人件費、飲食費等事業に直接関係しない経費及び通常営業や他の事業と明確に分けられない経費は対象外とする。
補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内
補助限度額	3 0 0 , 0 0 0 円

別表 3（第 5 条関係）

重要な変更	1 事業実施主体の名称の変更 2 事業費の 30% を超える増減又は、補助金の増 3 事業の中止又は廃止
-------	--